

子ども発達総合支援センターの利用料金について（令和6年4月1日より改定）

○障害児相談支援費

（単位：円）

基本単位	障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,766
加算	下記に該当した場合、加算されます。	
	・ 特別地域加算	265
	・ 利用者負担上限額管理加算（月1回まで）	150
	・ 初回加算	500
	・ サービス提供時モニタリング加算	100

○継続障害児支援利用援助費

（単位：円）

基本単位	継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,448
加算	下記に該当した場合、加算されます。	
	・ 特別地域加算	217
	・ 利用者負担上限額管理加算（月1回まで）	150
	・ サービス提供時モニタリング加算	100

報酬の全額が障害児相談支援給付費として支給されますので、利用者の自己負担はありません。